

## 岩沼市マスコットキャラクター「岩沼係長」SNSの管理及び運用に係る方針

### 1. 目的

本方針は、岩沼市がマスコットキャラクター「岩沼係長」の名義で SNS 上に開設しているアカウント（以下、「岩沼係長」SNS という）の運用に関する事項について定めます。

### 2. 対象

本方針の対象となる SNS のサービス名とアカウント URL は以下のとおりとします。

- |               |   |
|---------------|---|
| (1) twitter   | <a href="https://twitter.com/iwnm_kakarichou/">https://twitter.com/iwnm_kakarichou/</a>             |
| (2) instagram | <a href="https://www.instagram.com/iwnm_kakarichou/">https://www.instagram.com/iwnm_kakarichou/</a> |

### 3. 基本方針

「岩沼係長」SNS は、マスコットキャラクター「岩沼係長」名義で発信を行うことから、親近感を持っていただけるよう、一部くだけた表現の文章で投稿する場合があります。

また、「岩沼係長」SNS からのフォローや個別の返信等は原則として行いません。

### 4. 運用方法

「岩沼係長」SNS は以下のとおり運用するものとします。

#### (1) 運用体制

アカウント及びパスワードは岩沼市 市民経済部 商工観光課が管理します

#### (2) 投稿する情報

次に挙げる情報を、写真、イラストや動画も織り交ぜて投稿します

- ・マスコットキャラクター「岩沼係長」に関する情報  
(着ぐるみの出演情報やキャラクターグッズの販売情報等)
- ・観光・物産振興に関する情報  
(集客イベントの開催情報や市内の食資源に係る情報等)
- ・その他、岩沼市に関連する情報や周知を要する情報

#### (3) 特別な対応

情報発信に際して特に必要がある場合には、商工観光課以外の部署から「岩沼係長」SNS に投稿することや、他のアカウントをフォローしたり、他のアカウントによる投稿をリツイートしたりすることがあります。

### 5. 運用における免責事項

(1) 「岩沼係長」SNS には正確な情報を投稿するよう万全を期しておりますが、投稿した情報を見た方が行う一切の行為について、岩沼市は何ら責任を負うものではありません。

(2) 「岩沼係長」SNS の投稿に対して書き込まれた「リプライ (返信)」や「リツイート (引用)」、及び「コメント」等の内容について、岩沼市は一切責任を負いません。

(3) 「岩沼係長」 SNS に関連して、投稿した情報を見た方と第三者との間に係争が発生した場合であっても、岩沼市は一切責任を負いません。

## 6. 利用者による書き込みの削除等

「岩沼係長」 SNS に対し、以下の各号に該当する「リプライ (返信)」や「リツイート (引用)」、及び「コメント」等の書き込みが行われた場合、岩沼市は当該書き込みを削除したり、当該書き込みを行った方を各 SNS の運営元に報告したりすることがあります。この場合において、岩沼市は当該書き込みを行った方に対して事前の予告を行いません。

- (1) 法律、法令等に違反する、または違反のおそれがあるもの
- (2) 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- (3) 政治活動、宗教活動や、広告、宣伝、勧誘、営業等の営利活動を目的とするもの
- (4) 著作権、商標権、肖像権等、岩沼市や第三者の権利を侵害するもの
- (5) 人種、思想、信条等の差別を含む、または差別を助長させるおそれがあるもの
- (6) 公の秩序または善良の風俗に反するものや、第三者等になりすますもの
- (7) 事実と異なる内容や虚偽、風評を含む、または風評を助長させるおそれがあるもの
- (8) 個人情報や特定、開示、漏洩する等、プライバシーを害するもの
- (9) 有害なプログラムのダウンロードリンクや、わいせつ表現等を含むもの
- (10) 岩沼市による投稿の一部または全部を改変しているもの
- (11) 上記の他、岩沼市が不適切と判断した内容の情報、リンク等

## 7. 著作権等の諸権利について

- (1) 岩沼市が「岩沼係長」 SNS に投稿するすべての情報 (文章、画像、動画、音声等) に関する一切の権利は岩沼市に帰属します。
- (2) 著作権法上認められた範囲を除き、「岩沼係長」 SNS に投稿するすべての情報 (アイコンやヘッダー等で使用する画像も含む) の無断転載等はできません。
- (3) 岩沼市が「岩沼係長」 SNS に投稿した情報を引用する場合は、必ず出典を明記してください。
- (4) 「岩沼係長」 SNS の投稿に対して「リプライ (返信)」及び「コメント」等を書き込んだ方は、当該書き込みに係る著作権 (著作者人格権を含む) を行使しないこと、及び当該書き込みを岩沼市が無償かつ非独占的に使用することに同意したものとします。

## 8. 運用方針の周知及び変更等

- (1) 本方針は岩沼市公式 Web サイトに PDF 形式のファイルで掲載し、周知します。
- (2) 岩沼市は本方針を必要に応じて変更し、原則として事前の告知は行いません。

平成 29 年 3 月 15 日 制定・公表